

令和 6 年第 1 回

おいらせ町議会定例会

会議録第 3 号

おいらせ町議会 令和6年第1回定例会記録

おいらせ町議会 令和6年第1回定例会記録				
招 集 年 月 日	令和6年3月13日（水）			
招 集 の 場 所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和6年3月13日 午前10時00分 議長宣告			
散 会	令和6年3月13日 午後 2時35分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	小 向 幸 祐	2 番	大 浦 陽 子
	3 番	小笠原 伸 也	4 番	沢 尾 宏 之
	5 番	柏 崎 勉	6 番	佐々木 勝
	7 番	澤 上 訓	8 番	木 村 忠 一
	9 番	田 中 正 一	10 番	日野口 和 子
	11 番	平 野 敏 彦	12 番	檜 山 忠
	13 番	川 口 弘 治	14 番	西 館 芳 信
	15 番	吉 村 敏 文	16 番	松 林 義 光
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	12名			
欠 席 議 員	2 番	大 浦 陽 子	5 番	柏 崎 勉
	10 番	日野口 和 子	14 番	西 館 芳 信
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	成 田 光 寿	政 策 推 進 課 長	柏 崎 勝 徳
	財 政 管 財 課 長	岡 本 啓 一	まちづくり防災課長	田 中 淳 也
	税 務 課 長	久保田 優 治	町 民 課 長	松 山 公 士
	保 健 こ ど も 課 長	鈴 木 政 康	介 護 福 祉 課 長	澤 頭 則 光
	農 林 水 産 課 長 補 佐	木 村 誠	商 工 観 光 課 長	柏 崎 和 紀
	地 域 整 備 課 長	栗 嶋 泰 幸	会 計 管 理 者	小 向 正 志
	病 院 事 務 長	田 中 貴 重	教 育 委 員 会 教 育 長	松 林 義 一
	学 務 課 長	福 田 輝 雄	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	三 村 俊 介
	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	田 中 直 喜	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	成 田 光 寿
	農 業 委 員 会 会 長	松 林 勝 智	農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	川 口 嘉 大
	監 査 委 員	柏 崎 堅 一	監 査 委 員 事 務 局 長	佐々木 拓 仁

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	佐々木 拓 仁	事 務 局 次 長	木 村 英 樹
	事 務 局 主 幹	原 本 愁 子		
町 長 提 出 議 案 の 題 目	1 議案第 1 号	おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて		
	2 議案第 2 号	おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて		
	3 議案第 3 号	おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて		
	4 議案第 4 号	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について		
	5 議案第 5 号	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について		
	6 議案第 6 号	おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について		
	7 議案第 7 号	おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について		
	8 議案第 8 号	おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について		
	9 議案第 9 号	おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例について		
	10 議案第 10 号	おいらせ町下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例について		
	11 議案第 11 号	損害賠償の額の決定及び和解について		
	12 議案第 12 号	町道の路線廃止について		
	13 議案第 13 号	町道の路線認定について		
	14 議案第 14 号	令和 5 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 7 号）について		
	15 議案第 15 号	令和 5 年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について		
	16 議案第 16 号	令和 5 年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）について		
	17 議案第 17 号	令和 5 年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について		
	18 議案第 18 号	令和 5 年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について		
	19 議案第 19 号	令和 5 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について		
	20 議案第 20 号	令和 5 年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第 4 号）について		
	21 議案第 21 号	令和 6 年度おいらせ町一般会計予算について		
	22 議案第 22 号	令和 6 年度おいらせ町国民健康保険特別会計予算について		
	23 議案第 23 号	令和 6 年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計予算について		

町 長 提 出 議 案 の 題 目	24	議案第 2 4 号	令和 6 年度おいらせ町介護保険特別会計予算について
	25	議案第 2 5 号	令和 6 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計予算について
	26	議案第 2 6 号	令和 6 年度おいらせ町病院事業会計予算について
	27	議案第 2 7 号	令和 6 年度おいらせ町下水道事業会計予算について
議 員 提 出 議 案 の 題 目	1	発委第 1 号	おいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定についての一部を改正することについて
開 議	午前 1 0 時 0 0 分		
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)		
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。		
	1 3 番	川 口	弘 治 議 員
	1 番	小 向	幸 祐 議 員
議 案 の 経 過			
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨	
	事務局長 (佐々木拓仁君)	おはようございます。 議場内の皆様をお願い申し上げます。 議場内では携帯電話等の電源を切るか、マナーモードに設定くださるようお願いいたします。 それでは、修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。	

会議成立 開会宣言	松林議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は12人です。 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開会時刻 午前10時00分)
発言の訂正	松林議長 町民課長 (松山公士君)	ここで、町民課長より、3番小笠原伸也議員からの一般質問について、答弁漏れなどがあり、答弁したいとの申し入れがありましたので、これを許します。 町民課長。 おはようございます。 一昨日の一般質問における小笠原議員からの再質問の中で、答弁の一部に誤り及び漏れがありましたので、議長のお許しをいただきまして発言させていただきます。 質問事項1、「ごみの減量」に対する取組について、(3)町から出るごみについての再質問の中で、「事業系ごみは現時点で有料化する考えはありません」と答弁し、無料であるかのような答弁をしておりました。 持ち帰り確認したところ、そもそも事業者は廃棄物処理法の規定により、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければならず、町内のごみステーションに出すことはできません。多くの事業者は事業所から出るごみを廃棄物処理業者に委託し、直接業者が事業所に来て収集運搬しており、事業系のごみは町ではなく事業者が直接お金を出して有料で処理しています。 また、「なぜ、事業者にごみの減量化を求めるのか」という質問に対して、答弁漏れとなっておりました。町内の事業者から委託された業者が、十和田広域の焼却施設に搬入した事業系ごみについても、家庭系ごみと合わせて、おいらせ町のごみ搬入実績として集計されることから、構成市町村のごみ処理負担金の負担率に影響するため、事業者にも減量化を求めるものであります。 答弁の一部に誤り及び漏れがありましたことをおわび申し上げ、訂正させていただきます。
欠席報告	松林議長	なお、2番、大浦陽子議員、5番、柏崎勉議員、10番、日野口和

議事日程報告	松林議長	子議員、14番、西館芳信議員は欠席であります。 また、西館道幸農林水産課長が欠席のため、木村誠課長補佐及び川口嘉大農業委員会事務局次長が代理出席するとの申出がありましたので、ご報告いたします。
	松林議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 日程第1、議案第1号、おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
当局の説明	町長 (成田 隆君)	おはようございます。 それでは、議案第1号について、ご説明いたします。議案書は5ページから7ページです。 本案は、現委員であります玉川吉一氏が、本年5月12日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。 ご提案いたしました玉川氏は、平成24年5月に固定資産評価審査委員会委員に選任され、現在に至るまで町職員時代の税務行政の経験を生かし、委員の職務に精励し、職責を果たしてきております。経験、識見ともに委員として適任であると考えますので、何とぞ、満場のご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑、ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第1号について採決をいたします。

当局の説明	(議員席) 松林議長	本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。 ***「なし」の声*** 異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。 日程第２、議案第２号、おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
	町長 (成田 隆君)	それでは、議案第２号について、ご説明いたします。議案書は８ページから９ページです。 本案は、現委員であります種市岩男氏が、本年５月１２日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を選任いたしたく、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求めるものであります。 ご提案いたしました種市氏は、平成２９年６月に固定資産評価審査委員会委員に選任され、現在に至るまで町職員時代の税務行政の経験を生かし、委員の職務に精励し、職責を果たしてきております。経験、識見ともに委員として適任であると考えますので、何とぞ満場のご同意を賜りますよう、よろしくお願いします。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑、ございませんか。
	(議員席) 松林議長	***「なし」の声*** なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	(議員席) 松林議長	***「なし」の声*** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第２号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***

当局の説明	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。 日程第 3、議案第 3 号、おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
	町長 (成田 隆君)	それでは、議案第 3 号について、ご説明いたします。議案書は 10 ページから 11 ページです。 本案は、現委員であります谷地武氏が、本年 5 月 12 日をもって任期満了となることから、その後任として小向道彦氏を選任いたしたく、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。 ご提案いたしました小向氏は、元町職員として行政経験に加え、税務行政の経歴もあり、税に関して豊富な知識をお持ちであります。経験、識見ともに委員として適任と考えますので、何とぞ満場のご同意を賜りますよう、よろしくお願いします。
質疑	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑、ございませんか。 11 番。
	11 番 (平野敏彦君)	ちょっと確認したいと思うんですけども、今、固定資産評価委員 3 人選任いたしました。私も賛成するものです。 この選任する、提案する方法としては、谷地さんは任期満了で、多分何かの事情があったと思うんですね。この担当課で選任をする、選任というか、町長に、担当課で上げて提案をするのか。町長部局で、町長・副町長で、固定資産の任期が来る。じゃあ、この人がいいんじゃないかという候補者を絞り込むところというのは、担当課が主なのか。これは固定資産評価委員だけではなくて、町の特別の委員会がありますから、ここのところというのは統一したルールがあるのか。ここを確認したいと思います。
	松林議長	総務課長。

答弁	総務課長 (成田光寿君)	お答えいたします。 いわゆる行政委員会の人事関係のものです。それぞれの事務局の所管等ありますので、その事務局で、委員の任期満了が近づきますと、町長と相談して、後任、継続するか、その相談をして、人選しているものであります。 それから、このたびの固定資産評価審査委員会ですが、事務局は総務課で行っておりますので、3人が任期満了を迎えるに当たり町長と相談して、継続または後任者を選任したところであります。 以上です。
	松林議長	11番。
質疑	11番 (平野敏彦君)	今、総務課長の説明ですと、担当課が人選をして、町長と相談して提案するというようなことで、そういうシステムになっている。 これは、今回は総務課が担当ですけれども、ほかの課についても方法は同じということで理解していいのか。例えば民生児童委員等については、町内会に推薦依頼とかそういうのが出て、町内会でも欠員を出ないように選任するのに大変だという話も聞いていますので、この辺の情報収集とか、担当課によって町長に提案する選任の仕方というのは違うのか、統一されているのか。そこを知りたかったので。
	松林議長	総務課長。
答弁	総務課長 (成田光寿君)	お答えいたします。 いわゆる人選の手続の関係であります、それぞれ関係する手続等も異なっております。私が先ほど申ししたのは、あくまでも議会等で町長が提案して審議する関係のものでありますので、平野議員おっしゃった民生委員児童委員の関係ですと、それぞれの所管の法律がありますので、そこも法律の手続等に沿って所管課で手続を進めることになります。 以上です。
	松林議長	ほかに質疑ございませんか。

当局の説明	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第３号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** 異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。 日程第４、議案第４号、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	それでは、議案第４号について、ご説明申し上げます。議案書１２ページ、１３ページをご覧ください。 本案は、令和６年４月１日施行の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正により、町関係条例で引用している法令条項等を改めるため提案するものであります。 詳細につきましては新旧対照表でご説明いたします。議案書１２４、１２５ページをお願いいたします。 改正対象となる条例であります、「おいらせ町ひとり親家庭等医療費給付条例」と「おいらせ町営住宅管理条例」の２本であります。引用している配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律において、被害者からの申し立てに基づく裁判所からの保護命令制度の拡充等が行われ、第１０条の２が新設されたため、「おいらせ町ひとり親家庭等医療費給付条例」では第２条第２項第６号に、「おいらせ町営住宅管理条例」では第５条第２項第８号のイに、それぞれ加えるものであります。 条例の施行は、改正法と同じ、令和６年４月１日からであります。 以上で説明を終わります。

当局の説明	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を受けます。質疑、ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第４号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。 日程第５、議案第５号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 介護福祉課長。
	介護福祉課長 (澤頭則光君)	それでは、議案第５号について、ご説明申し上げます。 議案説明に入る前ですが、当議案の訂正をしております。議会開会日に正誤表を配付しておりました。ご報告申し上げるとともに、おわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。 それでは、議案説明に入ります。議案書は１４ページから３９ページになります。タブレット端末でご覧になる方も同じページで進みますのでよろしくお願いいたします。 本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、これを引用する条例について、所要の改正をするものです。 まず、現行条例の概要について簡単に説明しますので、添付参考資料の１２０ページをお開きください。１２０ページで大丈夫ですので、そこでご覧になっていただければと思います。一覧があると

		思います。 中ほどの議案第 5 号関係をご覧ください。 (1) から (4) まで 4 つの条例を改正しますが、いずれも介護サービス関係の事業所の人員や設備、運営の基準等について定めているものであり、4 つに区分しているのは、サービスの種類ごとに基準等を定めているからです。 具体的には、(1) のおいらせ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例におけるサービスの種類としましては、施設入所サービスや訪問系サービス、デイサービスといった通所系サービスで、一般に利用されているサービスが該当になります。なお、この地域密着型と言われるサービスの特徴になりますが、利用定員が小規模であり、利用者は町内に居住する方のみといった特徴があります。こちらの基準を適用している事業者は、町内には 5 カ所、5 事業所となっております。 (2) のおいらせ町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員とある条例ですが、対象施設は、(1) と同様の施設であります。しかし、介護予防と記載してあるとおり、(1) の条例では要介護 1 から要介護 5 と認定された方が利用する施設に対し、(2) では要支援と認定された介助の必要度が低い方が利用する施設に適用される基準となっています。なお、この基準を適用している施設は、町内には 2 カ所のみとなっております。 (3) のおいらせ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例は、主に相談業務や介護サービス提供事業所との連絡調整等といった要支援と認定された方のケアマネジメント業務を行う事業所に関した運営基準を定めたものになります。この基準が適用されているのは、現在は当介護福祉課内にあります町地域包括支援センターとなっております。 (4) のおいらせ町指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例ですが、(3) と同様に、介護に関する相談業務や介護サービス提供事業所との連絡調整や契約のお手伝いといったケアマネジメント業務をする事業所です。この事業所では、要介護 1 から要介護 5 と認定された方の支援業務を行います。指定居宅介護支援事業所は、町内に 9 カ所あります。全事業所において、この基準に基づき運営しているところであります。
--	--	---

	参考ではありますが、その他、町内には多数の事業者があります。その他の事業者は、青森県が定める基準が適用されるとともに、県の指定を受けて事業運営をしております。 次に、改正概要について、説明します。改正内容が多岐にわたるため、主に全ての条例に共通している事項や利用者に影響がある事項について、ご説明いたします。 では、4つの条例に共通する事項について、まず説明します。資料は127ページをお開きください。上段、7条をご覧ください。 7条では、施設の管理者について定めております。ここでは、管理者の兼務規定について改正をしております。現行、施設管理者の兼務規定は、同一敷地内の複数の事業所内で、業務に支障がない場合に兼務が認められておりました。改正後は、同一敷地内にかかわらず、業務に支障がない場合は兼務できるようになります。 次に中段で、24条8号改正案をご覧ください。 ここでは、身体拘束の適正化に関する事項を追加しております。これまでは、身体拘束に関する禁止規定は、入所系の施設にのみ適用させていましたが、通所系・訪問系サービス等ほぼ全てのサービスに適用させるものです。また、同条の9号においては、やむを得ず身体拘束を行った場合については、身体拘束を行った時間や利用者の状況、やむを得ず身体拘束を行った理由について、記録しておくことを義務づけるものです。なお、義務化されるのは令和7年度からとなります。 同ページの一番下、34条をご覧ください。 掲示について改正しております。サービス提供事業所には、介護サービスを利用するに当たっての運営規定の概要等を記した重要事項というものがあります。現行では、施設内に書面を掲示するか、自由に閲覧させることができることにしていました。改正後は、書面での掲示等に加え、事業所のホームページ等のウェブサイトに掲載しなければならないこととなりました。なお、義務化されるのは令和7年度からとなっております。 次に、176ページをお開きください。 おいらせ町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例のみ適用される事項について説明します。 ページの一番下の第5条をご覧ください。 第5条では従業者の員数について定めがあり、居宅介護支援事業
--	---

質疑		所にいるケアマネージャー1人当たりの担当する利用者の数について規定しているものです。現行では、ケアマネージャー1人当たりの担当利用者数は35人となっており、これを超えると2人目のケアマネージャーが必要となります。改正後は1人当たりの取り扱い件数は44人と改正になります。 主要な改正は以上となりますが、その他の改正概要を紹介しますと、介護福祉課内の地域包括支援センターで行っている要支援認定された方に対するケアマネジメント業務ですが、これまでは、町が直接行いか居宅介護支援事業所に委託してケアマネジメント業務を実施しておりましたが、令和6年度からは、運営基準を満たせば、町内の居宅介護支援事業所も直接利用者と契約して、ケアマネジメント業務を実施できることとなります。その他たくさんありますが、加えまして、文言の整理等も併せて行っているところであります。 なお、施行は、令和6年4月1日からとなります。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を受けます。質疑、ございませんか。 11番。
	11番 (平野敏彦君)	今、課長からる説明いただきました。ちょっと確認しておきたいのは、120ページのところで説明があった地域密着型サービス、それから介護予防サービスは、同じ事業所で要介護との違いがあるということで説明ありましたが、この5カ所というのは、施設名が分かれば、教えていただきたいと思います。 それから、(3)のところで、要支援のケアマネは、町が今の包括支援センターで対応していくんだよということで、これも理解できました。実際に、あと県とかの基準に基づく施設とか、そういうものでいきますと、当町にはサービスを町民が受けられる施設事業所というのはどのぐらいあるのか。これ、ちょっと説明いただきたいと思います。
	松林議長	介護福祉課長。
答弁	介護福祉課長	ただいまの質問にお答えいたします。

質疑	(澤頭則光君)	1つ目の質問です。5カ所、5事業所あるということで、どこの事業所かという質問になるかと思います。こちら、町で対象となっている事業所です。デイサービス事業者が1カ所、それから認知症の対応型のグループホームが町内には3つあるんですけど、全て3カ所、それから特別養護老人ホーム1カ所、阿光坊の郷が該当します。以上5事業所になります。 それから、介護サービスを提供している事業所、全体でどのくらいあるかという質問になるかと思います。そちらですが、今こちらで指定を受けている事業所といたしましては、全59カ所となっております。 以上になります。
	松林議長	11番。
	11番 (平野敏彦君)	先ほど答弁あった阿光坊の郷等ということで分かりました。あとデイと、それから認知症の3カ所、名前が分かれば教えていただきたいと思います。 それから、介護サービスの59カ所は、これは町民にどういう形で周知しているのか。その方法も併せてお願いします。
答弁	松林議長	課長、阿光坊の郷の名前を言っているから、もし名前言って差し支えなかったら、最初から答弁してください。 介護福祉課長。
	介護福祉課長 (澤頭則光君)	大変失礼しました。あと4つの事業所ですが、デイサービスセンターについては、デイサービスセンターあゆみの里、百石荘のすぐそばにある施設になります。それから、グループホーム3カ所という施設ですが、グループホームいこいの森、グループホームわたぼうし、グループホームあゆみの里、3カ所になります。 それから、どのような形で周知されているかという質問になります。当町では、介護認定された方には冊子を差し上げるようにして、1回目ですね。冊子を差し上げるようにしておりまして、その中にサービスの提供事業所一覧が載っております。また、おいらせ町のホームページにも、その冊子を載せておりますので、その冊子をご覧になると、ホームページでもご覧になれるという状況になってお

当局の説明		ります。 以上になります。
	松林議長	ほかに質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第５号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。 日程第６、議案第６号、おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
	総務課長	それでは、議案第６号について、ご説明申し上げます。議案書４０ページから４２ページになります。
	(成田光寿君)	本案は、町審議会等の附属機関について、内容の見直しや新規設置を行うため提案するもので、内容変更は４つ、新たに設けるものは１つであります。
		詳細につきまして、新旧対照表でご説明いたします。議案書１８３ページをお願いいたします。新旧対照表の下線部が改正箇所となります。
		まず、内容変更となる附属機関４つのうち１つ目「まち・ひと・しごと創生総合戦略会議」であります。委員構成について、あらゆる分野から幅広く委員を募るため、限定された職種を改めるものであります。
		続いて、１８４ページから１８６ページにわたりますが、２つ目

		の機関「子ども子育て会議」であります。改正箇所のページは１８６ページになります。所掌事項の（５）になりますが、「こども計画に關すること」を追加しております。 続いて、１８７ページをお願いいたします。上になりますが、３つ目「町立児童館運営協議会」であります。委員構成の改正ですが、特に（６）の町職員が参画している部分、事務局側としての関わりが大きいため削除するものであります。 続いて４つ目、そのページの下になります。「健康づくり推進協議会」であります。改正部分は１８８ページになります。所掌事項の（１）の文言修正であります。 続いて、新規設置の部分になります。１８９ページになります。新規設置でありまして、「おいらせ町地域学校協働本部」であります。所掌事項は、地域学校協働活動の企画推進等であり、委員は１５人以内、委員構成は学校関係者はじめ、ＰＴＡや社会福祉・児童福祉関係者等。任期は２年以内、担当課は社会教育・体育課であります。 以上、４つの機関の内容見直しと１つの機関の新規設置であり、条例の施行期日は公布日からであります。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を受けます。質疑、ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第６号について採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。 日程第７、議案第７号、おいらせ町個人番号の利用及び特定個人

当局の説明	総務課長 (成田光寿君)	情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。 それでは、議案第 7 号について、ご説明申し上げます。議案書 4 3 ページ、4 4 ページとなります。 本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同法を引用している町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について一部改正するため提案するものであります。 詳細につきまして、新旧対照表でご説明いたします。議案書 1 9 2 ページ、1 9 3 ページとなります。 下線部が改正箇所であります。先ほど申しました法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律は、いわゆる番号法またはマイナンバー法と言われております。国が定めるマイナンバーの利用等に関する法律であり、全国の市町村がこの法律に基づいて市町村におけるマイナンバーの利用や取り扱いについて条例を定めております。 このたび、国においてデジタル社会の進展を踏まえ、法改正を行いましたのに伴って、町条例における法引用部分を改正するものであります。 具体的には、マイナンバーの利用に際し、行政機関において情報連携を速やかに行えるよう、それらの事務を法律に直接規定するのではなく、各省庁の政令で規定するように改めました。その際、対象となる事務を「特定個人番号利用事務」、対象となる情報を「利用特定個人情報」と規定するように法律を改正いたしました。これに伴って、町条例を改正しております。 第 2 条の用語の定義を初め、第 4 条の利用範囲に「特定個人番号利用事務」や「利用特定個人情報」というような文言を追加、または修正等行っております。 条例の施行期日であります。改正法の施行の日となり、具体的にはこれからの政令で定められます。 以上で説明を終わります。
--------------	-------------------------	--

質疑	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を受けます。質疑、ございませんか。 1 1 番。
	1 1 番 (平野敏彦君)	この改正によって、今現在、マイナンバー持っている人方のいろいろな条件、こういうのがこう変わりますよというのは、広報とかそういうもので知らしめるのか。 実際に、こうマイナンバーカードを持って読むの、ありますけど、我々の場合、それを行政側が、情報の管理とか効果とか、そういうのがなっていますけど、持っているほうからは、どういうメリットがあるんですか。
答弁	松林議長	総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	お答えいたします。 今回の法律改正にも関わるものですが、今回条例改正したものは、法律で定める部分のみを限定して改正しております。特に、今回の条例改正のものは、直接住民に関わるものではなくて、行政機関同士でマイナンバーを使って様々な情報連携をしております。その際、国等で整備した情報ネットワークシステムを使ってやっているのですが、その際の利用のルールを、これまで直接法律に定めて、法改正等すごく時間がかかっておりましたので、それを迅速化するために、法律ではなくて、政令で定めてやっているものでありますので、繰り返しになりますが、直接住民に影響するものではございません。 以上です。
	松林議長	ほかに質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第 7 号について採決いたします。

当局の説明		点から、特定の媒体名から抽象的な表現とするため、同項第２号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改めるものであります。 なお、条例の施行は、令和６年４月１日からとなります。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を受けます。質疑、ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第８号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。 日程第９、議案第９号、おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 介護福祉課長。
	介護福祉課長 (澤頭則光君)	議案第９号について、ご説明申し上げます。議案書の４７ページから４９ページになります。 本案は、第９期介護保険事業計画に基づき、令和６年度から令和８年度まで、介護保険第１号被保険者の介護保険料の額を改めるため、条例の一部を改正するものです。 その改正内容について、ご説明申し上げますので、議案資料の１９６ページ、新旧対照表をご覧ください。

	松林議長 (議員席) 松林議長	改正案をご覧ください。「保険料率」の第2条第1項において、適用年度を定めておりますので、現行の「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」までに改めております。 第2条1項1号の欄をご覧ください。現行、「10段階」までの区分を「13段階」までに改めております。これは、高所得の保険料段階を細分化し13段階として、所得のある方に対しては負担割合を引き上げる一方、低所得者層の負担割合は引き下げるとした国改正に基づき、町条例を改正しております。 標準の保険料額について説明しますので、(5)の第5号の欄をご覧ください。 現行では年額「79,200円」としておりましたが、改正後は「76,800円」に引き下げております。月額に換算しますと、現行6,600円から改正後6,400円となり、200円の引き下げとなります。以下、この基準を1として、各段階の割合を乗じ、区分毎に改正をしております。 次に、197ページの第2項をご覧ください。第2項は減額賦課措置に関する改正となります。減額賦課措置は、第2条第1項で定めた介護保険料について、低所得者階層となる第1号から第3号までの区分について、軽減措置を行うものです。 第8期においても軽減措置は実施しておりましたが、軽減措置の継続が国で決定したため、国改正に基づき町も実施するものです。その内容については、令和6年度から令和8年度までの第1段階から第3段階までの区分の年間保険料については、改正案のとおり変更するものです。 条例の施行は、令和6年4月1日となります。 なお、先般、2月21日の議員全員協議会で説明したときの内容と変更がないことを申し添えます。 以上で説明を終わります。 説明が終わりました。 これから質疑を受けます。質疑、ございませんか。 ※※「なし」の声※※ なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
--	--------------------------------------	--

当局の説明	(議員席) 松林議長	***「なし」の声*** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第9号についてを採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席) 松林議長	***「なし」の声*** 異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。 日程第10、議案第10号、おいらせ町下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。
	地域整備課長 (栗嶋泰幸君)	それでは、議案第10号について、ご説明申し上げます。議案書は50ページ、51ページ、添付参考資料は198ページになります。 本案は、下水道の整備状況等を踏まえ、下水道事業受益者分担金一括納付報奨金制度を廃止するため提案するものであります。 改正内容についてご説明いたしますので、198ページの新旧対照表をご覧ください。 現行条例の第7条「一括報奨金制度」では、受益者が分担金を一括納付した場合に、一括納付報奨金を交付することを定めておりますが、制度の廃止に伴い、この条を削るものであります。 なお、施行は、令和6年4月1日となります。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を受けます。質疑、ございませんか。
	(議員席) 松林議長	***「なし」の声*** なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	(議員席) 松林議長	***「なし」の声*** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

当局の説明	(議員席) 松林議長	これから議案第１０号についてを採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 **「なし」の声** 異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。 日程第１１、議案第１１号、損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	それでは、議案第１１号について、ご説明申し上げます。議案書５２ページ、５３ページをご覧ください。 本案は、町職員が運転する町所有車両と一般車両との自動車事故に係る損害賠償について、その額を決定し和解するために、地方自治法第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定により提案するものであります。 概要であります。昨年１２月１８日、午前１０時２５分頃、中下田地内の青い森鉄道木内々踏切前において、一時停止していた相手方車両の後方で、町職員が運転していた町所有の車両が路面凍結のため止まり切れず追突し、相手方車両のバックドアとリアバンパー等を破損させるとともに、運転者を負傷させたものであります。 相手方車両に係る損害賠償額は７７万３、７００円で、町の過失割合は１００％であり、双方の保険会社同士の話し合いがつき、示談の用意ができましたので、和解と損害賠償額の決定について議決を求めるものであります。 なお、自動車事故に係る議会との関わりをご説明いたしますが、損害賠償の額が５０万円未満でありますと、町長が専決を行いまして、直近の議会で報告という形になりますが、５０万円以上の場合には議決が必要となります。今回は７７万３、７００円でありますので、後者の取り扱いによって議決が必要となりますので、提案するものであります。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。

質疑	1 2 番 (檜山 忠君)	これから質疑を受けます。質疑、ございませんか。 1 2 番。 この事故は、踏切のところで事故ということで伺っていましたが、あのとき、近隣のフェンスなんかも壊れている事故ではなかったでしょうか。ガードレールも壊れて。フェンスは直しているんですけども、ガードレールはそのままになっていると思います。どうなんでしょう。
	松林議長	総務課長。
答弁	総務課長 (成田光寿君)	事故の状況ですが、あくまでも車両同士の追突でありまして、フェンス等ほかの物損までには至っておりません。場所は、役場側からの道路でありますので、踏切の役場側でありますので、フェンス等への追突もございません。 以上です。
	松林議長	1 2 番。
質疑	1 2 番 (檜山 忠君)	分かりました。じゃあ、別な車の事故だろうと思います。
	松林議長	1 1 番。
質疑	1 1 番 (平野敏彦君)	ただいま説明があったんですけども、今年度、前にも報告があったんですけど、年度内の事故の件数は何件あったのか。また、当事者になった職員の男何人、女何人を教えてください。 それと、今、説明があったんですけど、5 0 万円未満は町長の専決で対応しますよということですから、それは、私は相手方に対する早目の交渉をして、誠意を見せてやるというのも大事だと理解します。ただ、5 0 万円未満の場合は、事故があったよという報告がなされるのかどうか。これも併せてお願いをしたいと思います。答弁お願いします。
	松林議長	総務課長。

答 弁	総務課長 (成田光寿君)	何点かご質問いただきました。答弁漏れがありましたら、ご指摘ください。 まずは、年間の自動車事故の関係であります。あくまでも職員が運転者になった場合の事故の件数ということでお話をいたします。毎年度大体数件、5件未満で推移しておりまして、今年度については3件でありました。また、男女別のご質問がありましたが、そこまでは調べておりません。ちなみに、今回の自動車事故につきましては、男性職員が運転者であります。 それから、町長が専決した場合の議会の報告の関係であります。当然町長が専決処分した場合は、直近の議会で報告することになっておりますので、これまでの議会でも専決処分した報告を必ずしております。 以上です。
	松林議長	ちょっと待ってください。後から報告するというと、もうそれで終わるから、男女別の人数が分からない。休憩時間で分かりますか。今、休憩しますと。分からない。分かる。
答 弁	総務課長 (成田光寿君)	はい。
	松林議長	じゃあ、暫時20分間休憩します。 (休憩 午前10時57分)
	松林議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。
		(再開 午前11時20分)
答 弁	松林議長	総務課長、先ほどの答弁漏れを答弁してください。 総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	休憩させてしまいまして、申し訳ございません。 調べてきました。公用車を職員が運転した際の今年度における事故の状況であります。

答 弁	松林議長	答弁漏れだけ、男女別だけ答弁してください。
	総務課長 (成田光寿君)	3件いずれも男性であります。 以上です。
	松林議長	11番、質問してください。 11番。
質 疑	11番 (平野敏彦君)	3件が男子、私、女ではないかなと。いろいろ女性の保健師とか、車に乗る機会、非常に多く見られますから。そうすると、女性は1件もなかったと。例えば職員ではなくて、非正規の職員が公用車に乗って事故を起こすとか、そういうのは、これまではないですか、会計任用の職員。今のは正職員だけ。そのほかの会計任用職員が事故起こしたときの対応とか、処理の仕方は同じですか。
答 弁	松林議長	総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	お答えいたします。 臨時職員、いわゆる会計年度任用職員も町職員であります。公用車を会計年度任用職員、正職員が運転して事後を起こした場合は、全て総務課に報告をして、同じような取り扱いをしております。今年度の男性の中にも、会計年度任用職員は含まれております。 以上です。
	松林議長	11番。
質 疑	11番 (平野敏彦君)	5年については3件男性、今年度、任用職員では、3件の中に任用職員が1件あるのだということで、これもお答え出ている。分かりました。了解です。
質 疑	松林議長	そのほかに質疑ございませんか。 8番。
	8番	事故を起こされた職員の方には、大変気の毒な思いをしたなと思

答弁	(木村忠一君)	っています。 事故の形態でございますけれども、追突ということで１００％の過失がある。踏切の近くということですけど、踏切前だったのか。それから踏切を渡ってからの衝突なのかという点です。あとは損害額が７７万円ということで、相手の被害額が大きいわけですが、役場の公用車の被害額がどの程度だったのか。それから相手の方のいわゆる障害、けがですね。これはどのぐらいかかるのか。そこを伺いたいと思います。
	松林議長	総務課長。
	総務課長	３件ご質問いただきました。
	(成田光寿君)	まず、１点目の事故の場所ではありますが、踏切の手前、町道側であります。踏切のところ、当然車両は一時停止いたしますので、相手方の車両が一時停止しているところに、後ろから追突した形であります。 ２点目が公用車の損害の程度であります、前のバンパーを軽くこすった程度というのか。ちょっと追突した程度でありますので、町の公用車そのものの修理は発生しておりません。 それから３つ目が、７７万３，７００円で相当の高額な修理費ということですが、内訳を申しますと、このうち４４万３，７００円がいわゆる代車費用であります。修理期間、事故車両がありませんので、その方が代車を使ったのが約１カ月、具体的には２９日使っておりますので、その分が半分以上の損害額となっております。 それから、相手方の損害の程度であります、まだ通院中でありますので、治療費等もまだ未確定でありますので、重症なのか軽傷なのか、通院日数等がありますので、その辺はまだ不明であります。 以上です。
	松林議長	ほかに質疑ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。

当局の説明	(議員席) 松林議長	***「なし」の声*** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第 11 号について採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席) 松林議長	***「なし」の声*** 異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。 日程第 12、議案第 12 号、町道の路線廃止についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。
	地域整備課長 (栗嶋泰幸君)	それでは、議案第 12 号について、ご説明申し上げます。議案書は 54 ページ、55 ページ、添付参考資料は 199 ページ、200 ページになります。 本案は、道路の適正な管理を図るため、向山団地 2 号線ほか 2 路線、延長 160.3 メートルについて、道路法第 10 条第 3 項の規定に基づき、路線廃止するため提案するものであります。 添付参考資料の 199 ページ、200 ページをご覧ください。 当該 3 路線の現況は、町営住宅向山団地内の道路であり、町営住宅 24 戸のうち 19 戸を解体したことにより、道路としての機能等を有しないことから路線廃止するものであります。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を受けます。質疑、ございませんか。
	(議員席) 松林議長	***「なし」の声*** なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	(議員席) 松林議長	***「なし」の声*** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

当局の説明		これから議案第１２号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。 日程第１３、議案第１３号、町道の路線認定についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。
	地域整備課長 (柴嶋泰幸君)	それでは、議案第１３号についてご説明申し上げます。議案書は ５６ページ、５７ページ、添付参考資料は２０１ページ、２０２ページになります。 本案は、適正な道路の管理を図るため、有楽町３号線ほか３路線、 延長４７２．２メートルについて、道路法第８条第２項の規定に基づき、 路線認定するため提案するものであります。 添付参考資料の２０１ページ、２０２ページをご覧ください。 有楽町３号線、有楽町４号線、染屋５号線は、町道整備事業により 整備が完了し、緑ヶ丘２５号線は、宅地分譲の開発に伴い、整備された 道路の寄附を受けたことから路線認定するものであります。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を受けます。質疑、ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第１３号についてを採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

		度となりますが、施工期間は令和6年度に繰り越すものです。 同じく教育費の公民館等空調設備整備事業は、アスベスト対策の追加実施により年度内の完了が難しい状況です。 いちょう公園テニスコート改修事業は、設計業務ですが、仕様の調整に想定以上の時間を要するめ、年度内の完了が難しい状況です。 町民交流センター等空調設備整備事業は、公民館と同様、アスベスト対策の追加実施のため、年度内の完了が難しい状況となっております。 次に、65ページの繰越明許費補正の変更でございますが、2款総務費の住民基本台帳システム等改修事業につきまして、12月補正で繰越明許費を設定していたものですが、国補助金交付要綱の改正に伴い、事業費増加により繰越額を増額するものです。 次に、議案書66ページの第3表、地方債補正の2件の追加は、国の補正予算により有利な補正予算債が活用可能となったため追加するものです。 次に、木内々児童センター改修事業ほか13件の変更につきましては、事業の完了見込み等により、限度額を変更するものです。 続いて、歳入・歳出予算の内容について、ご説明いたします。別冊の「令和5年度一般会計補正予算（第7号）に関する説明書」をご用意ください。タブレット端末でご覧いただく方は、画面左上の戻るをタッチしていただきたいと思います。画面上に戻るが表示されていない場合は、画面中ほどをタッチしていただければ、戻るボタンが表示されます。画面が切り替わりましたら、令和5年度一般会計補正予算（第7号）という名前のファイルをタッチしてください。 それでは、歳出の主な内容をご説明いたします。 こちらの21ページをご覧ください。 科目は、2款1項5目財産管理費の24節公共施設整備基金積立金4億円の増額は、新庁舎ほか今後の公共施設整備に係る財源として活用するため計上するものです。 2款1項7目諸費の24節減債基金積立金3,054万3,000円の増額は、今回の歳入補正予算に計上しております普通交付税増額分の一部を原資として、令和6年度、7年度の2カ年に向け、臨時財政対策債の償還に充てるため計上するものです。 24ページをご覧ください。 2款2項3目情報政策費の12節情報システム標準化支援業務委
--	--	---

		託料2,817万9,000円の減額は、今年度内での実施見込みがないため予算を取り下げるものです。 では、ページ飛びまして、40ページをご覧ください。 6款1項2目農業総務費の18節畑地化促進事業補助金5,644万5,000円の増額は、国庫補助金の2次配分額決定により増額するものです。 43ページをご覧ください。 7款1項2目商工業振興費の18節エネルギー価格高騰対策事業者支援金2,373万円の減額は、支出額確定により不用額を減額するものです。 45ページをご覧ください。 8款2項2目道路橋りょう新設改良費の21節立木等補償費2,954万4,000円の増額は、住吉町線整備事業の支出見込額精査により計上するものです。 51ページをご覧ください。 10款2項1目（小学校）学校管理費の14節小学校ネットワーク環境更新工事費8,407万3,000円の追加は、ネットワーク通信状況の改善を目的とし、通信機器を更新するため計上するものです。 52ページをご覧ください。 10款3項1目（中学校）学校管理費の14節中学校ネットワーク環境更新工事費5,336万1,000円の追加は、内容は先ほどの小学校と同様です。なお、小学校・中学校分とも施工時期は令和6年度になりますが、令和5年度国補正予算による国庫補助金を活用する関係から、5年度予算の繰り越し事業となります。 このほか、各款にわたり計上しております増減は、事業の完了、または執行見込額の精査によるものです。 主な歳出の説明は以上です。 これから、歳入の主な内容についてご説明いたします。 ページが前に戻りまして、7ページをご覧ください。 科目は11款1項1目地方交付税の普通交付税7,003万4,000円の増額は、再算定により、追加交付額が決定したため計上するものです。 14ページをご覧ください。 17款2項1目不動産売払収入の土地建物売払収入2,572万
--	--	--

		8, 0 0 0 円の減額は、進捗状況から来年度予算へ組み替えるため計上するものです。 1 5 ページをご覧ください。 1 9 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金 2 億 6 0 2 万 9, 0 0 0 円の増額は、当補正予算編成に係る財源調整により計上するものです。なお、当該基金の年度末残高は、予算ベースでおよそ 1 8 億 5, 0 0 0 万円となる見込みです。 このほか、各款にわたり計上しております増減は、収入見込額の精査によるものです。 ページがまた後ろに飛びまして、5 9 ページをご覧ください。5 9 ページから 6 1 ページは給与費明細書になっております。 特別職、一般職に係る今回の給与費補正を科目ごとに集計し、反映させたものです。 次に、6 2 ページ、6 3 ページの地方債に関する調書をご覧ください。 今回の歳入 2 2 款町債、及び歳出 1 2 款公債費の予算補正に伴い、主に当該年度中起債見込額と当該年度中償還見込額を更新しております。 最後に、6 4 ページ以降の補正予算主な内容は、予算案審議の参考として、ただいまご説明した内容のほか、歳入・歳出予算の主な個別説明を掲載しております。 以上で、説明を終わります。 説明が終わりました。 これより、歳入全般について、質疑に入ります。 質疑は事項別明細書により行います。 一般会計補正予算（第 7 号）に関する説明書 6 ページから 1 8 ページになります。 なお、質疑における発言の際は、「何ページの何款何々の件について」のように議題に沿って発言し、質疑の要旨を明確にしてください。また、予算計上されている事業に関係しない質疑は控えてくださるようお願いします。 この際、質疑を受けます。質疑ございませんか。
	松林議長	
	(議員席)	***「なし」の声***

質疑	松林議長	なしと認め、歳入全般の質疑を終わります。 相談します。休憩したほうがよろしいでございますか。 1 時 3 0 分まで暫時休憩いたします。 (休憩 午前 1 1 時 4 2 分)
	松林議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開 午後 1 時 3 0 分)
	松林議長	次に、歳出についての質疑を受けます。 第 1 款議会費から第 5 款労働費までの質疑を受けます。 説明書 1 9 ページから 3 9 ページになります。 質疑ございませんか。 1 1 番。
質疑	1 1 番 (平野敏彦君)	これは総務費、給食の無償化のところで、町長がこの前、県と会議で説明を受けたようですが、それで確認をしたいと思うんですが、給食、町に交付されるのが、実施しているのが 8 割……。
	松林議長	ちょっと待ってください。給食費は分かりますけれども、教育費だとしても、そこまでいっていませんので、第 5 款までです。
質疑	1 1 番 (平野敏彦君)	じゃあ、1 0 款で質問すればいいということですか。
	松林議長	もしそうであれば、給食費は 5 款までには入っていませんので。
質疑	1 1 番 (平野敏彦君)	はい。
	松林議長	ほかに質疑ございませんか。
	(議員席)	** 「なし」 の声 **
	松林議長	なしと認め、第 1 款から第 5 款までの質疑を終わります。 次に、第 6 款農林水産業費から第 1 2 款公債費までの質疑を受けます。給与費明細書、地方債に関する調書も含みます。

質疑	11番 (平野敏彦君)	説明書39ページから63ページになります。 また、議案書64ページから67ページ、第2表、繰越明許費補正、第3表、地方債補正についても質疑を受けます。質疑ございますか。 11番。 57ページの学校給食費で質問しますけれども、県知事が8割、実際にやっている部分については交付するということで、当町の場合は8割交付になると思いますけど、この前、市町村長と知事が会議をしたのが出ていますね。これですと半年分は、10月からですが、10、11、6カ月分、その分が県から交付になると思うんですが、やっているところが8割で、給食無料化していないところが10割というのは、ちょっと私、理解に苦しんだんですけど、町長は会議でどういう形で確認をしたのか。 それから、当町の場合は、給食費に充当にならないで、子育て支援とか様々な制限があるようですけれども、私は制限されるというのはいかななものかな。実際に給食の無償化をやれということで新知事がやっているわけですから、制限されるって。やっているところで、かかっている経費をそのまま県で交付すればいいと思うんですけど、私の考え方と県の考え方に違いがあるのか、町長はどう捉えているか、お聞かせください。
答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 平野議員のご意見というか考え方はありがたいのですが、今、県の考え方として、現在給食費無償化している町村に対しましては、全く支給しない、対象外。また8割というのは違う考えのようです。新たな子育て事業を興す場合には、その新たな事業費の8割は負担しますよ、県では。給食費だけは、もうやっている部分に対しましては、全く対象外ということでありました。 それで、私の考えは、今の平野議員がおっしゃったように、全く不公平だなという思いはありましたけれども、我が町に対しましては、今までは令和7年までの時限立法なわけですね、給食費。ですから、その先はどうなりますかという質問しましたら、知事は答えられな

質疑	松林議長 11番 (平野敏彦君)	いで、26日までに考えます、答弁しますという回答であったので、私もそれ以上は言わなかったです。今の知事、県の考えですと、新たな子育て、例えば医療費、我が町では高校生まで医療費無料にしたいと提案していますが、そういうものに対する8割は県で負担するのかなという気がしております。また、例えばよその町がやっている修学旅行を無料にするというのであれば、その8割は出すということで、給食費に関しましては、我が町は今、令和7年までは対象外という考えです。ただ、それも今、町村長たちが少し不公平ではないかという意見を述べているので、もしかすれば、県も考え方を少しは改めるかなという淡い期待はしていますが、我が町は今の考えでいくと、令和8年以降は対象になるのかなという気がしています。そういうことでよろしくお願いします。 11番。 私、新聞とマスコミの報道でしか分からないんで、今、町長から聞いて、これだと、やっているところ、先頭になって進めている、県がやろうとするのを、進めている自治体の評価というのはまるっきらないなという思いがするのが1つと。やはりこれは、私は議会運営、県に対して声を出すべきではないかと思うんです。今、町長が言っているように、来年、令和8年までまるっきり恩恵を受けないということは、何のための知事の施策なのか、私、疑問を大きく感じました。 このままでいきますと、この無償化によって財源が入ってきて、ある程度、1億1,000万円が、給食の事業費がかかっているんですよ、来年度は1億3,000万円。そういう中で、この交付金が入ることによって、今度は町のいろいろな事業に財源を振り向けて、違う形で町が活性化されるんじゃないかと期待しておったんですけど、これだとまるっきらない。期待できないわけですね。このままで、例えば県から回答が来るということですが、私はもっと強烈に町長から、令和7年ではなくて、令和7年度・6年度の部分についても、新しい子育て支援というのは、町で子育て支援というのはもう取り組んであるわけですから、それから新しいメニューをつくるということは、全く理解に苦しむわけですよ。この辺、町長もう少し知事に対してビシッと言ってもらって。
----	------------------------------------	--

答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	この財源が生まれることによって、私は何を期待したかという、この財源を使って『広報おいらせ』のカラー化をしてほしかったんです。私は今までもずっと見てきて、十和田・三沢・八戸の広報を見て、当町はたった２色ですよ。やはり町長の言う子どもに全てというのだったら、子どもが見ても、「なるほど、この広報は」という感覚を植えつけられるような、見たい広報をするためには、やはりカラー化が必要なんですよ。 ですから、この財源を使って、町長にお願いするのは、広報のカラー化をしてほしいというお願いで、私、今、質問したんですけど、このままだと私の言っているのを、全然可能性がないなということを、町長に期待するものは非常に大きいんで、この辺お聞かせいただきたいと思います。 町長。 話は別なほうへそれていますがけれども、関連づけてお話ししますと、まずもって郡の町村会、そしてまた県の町村長会にも不公平でないかなという意見は多々ありましたけど、どういう意見というか、考えか分かりませんが、各首長さんたちがある程度抑えたような発言してきたなという気がしております。 そして、また今、平野議員が言った町でもいろいろなことをやっているという話でしたけど、うちよりもすごい町もあるのですよ、実は。全て子育てはほとんど無料。例えば小さいですけど、今別町さんなんかは、これ以上何をやればいいですか、県に教えてくださいという意見も出まして、そういう町もあっても、今の部分はすることもできないということでもあります。 そしてまた、今、平野議員がおっしゃったように、私たちもはっきり言って、とらぬタヌキの皮算用と言うんですか。そういう新たに何やる、何やると内部では検討していました。ただ、広報のカラー化は出ませんでしたけれども。ただ、県がそういう部分でもう先にやったところは給食費の対象外といったことで、県は全国に先駆けて全県で、青森県だけ給食費無料化するといったことで、私は、知事それだったらあなたの考えだと、国は青森県を対象外にするという事態がおきませんかと言ったら、それにも答えられませんでした。 ですから、まだ知事もはっきりした、こういくというのは定まっ
-----------	-----------------------------------	--

質疑		ていないんでないのかなという気がしております。そういう部分で、もし給食費が浮けば、今、平野議員がおっしゃったような部分が使えるはずですから、そういうときはまた考えなければならないと思っています。 以上です。
	松林議長	13番。
	13番 (川口弘治君)	今のやり取りを聞きまして、ちょっと確認したいのですが、我が町は給食費無料化について、時限立法で条例化されています。単独の町が条例化しているものについて、県が介入できないのが原則ではないのかなと、そのところを確認。 もし、そうであれば、この時限立法の条例を廃棄して、10月からおいらせ町の無料化条例を廃止すると、県が介入しやすくなるんじゃないですかと私は思うんですが、その辺の事務的な確認をお願いします。
答弁	松林議長	保健こども課長。
	保健こども課長 (鈴木政康君)	それでは、川口議員のご質問にお答えします。 まず、条例が時限立法でございますし、県知事の発言で、市町村の自治権を侵害したくないという発言がありましたので、当然条例が廃止になれば、それに関して、県から何か申し入れというのはないと思っております。 その辺に関しては、3月26日に市町村の説明会が再度ありますので、現在県へ、その旨の質問を投げかけております。今回この給食費の無償化にかかわらず、例えばほかの子育て支援、具体的に申しますと、こども医療費、小学生から中学生までは町の単独事業でやっておりますが、例えばこれを廃止したときに、県ではどのようにお考えなのかといった部分も併せて、今、県へ照会をして、3月26日の市町村の説明会で回答を受けるということになっております。 以上です。
	松林議長	暫時休憩します。

質疑	松林議長	(休憩 午後 1時48分) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開 午後 2時03分)
	松林議長	そのほかに質疑ございませんか。 12番。
	12番 (檜山 忠君)	同じ給食費のことなんですけれども、私は明日の予算の中でいろいろ話をしようと考えていましたけど、ここまで話が出てくると、私はあくまでも要望です。 宮下知事が、17市町村の無償化が参考になったとのことで、子育て施策のそれを推進するということで始めましたけれども、ただ金銭的なことの、それらについては納得するものではありません。 そこで、町長にお願いしたいことは、もう実施している17市町村と連携をして、町のことを考えていただきたいということをしつかりと述べていただきたい。それをお願いしておきます。 また、議会のことについても、先ほど全員協議会をやって、全員の意思を確認してやるんだということでしたが、それでいいと思いますし、私も賛同するものであるし、町と議会が一緒になって、要望するところは要望するというのをやっていただきたい。これはあくまでも要望です。 以上です。
質疑	松林議長	要望でいいですか。
	12番 (檜山 忠君)	いいです。
	松林議長	ほかに質疑ございませんか。 3番。
質疑	3番 (小笠原伸也君)	125ページというのはない。一般会計に関する説明、10款教育費の……。これは明日、分かりました。

当局の説明	松林議長	明日、思い切って質問してください。 ほかにごいませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	なしと認め、第6款から第12款までの質疑を終わります。 以上で歳出についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第14号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。 日程第15、議案第15号、令和5年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町民課長。
	町民課長 (松山公士君)	それでは、議案第15号についてご説明いたします。議案書は68ページから70ページになります。タブレット端末でご覧いただく方は、画面左上の戻るをタッチしてください。画面が切り替わりましたら、令和6年度第1回定例会議案書ファイルをタッチしてください。 本案は、既定予算の総額に3,067万5,000円を追加し、予算の総額を23億615万円とするものであります。 続いて、歳入・歳出の主な内容についてご説明いたします。別冊の「令和5年度特別会計・公営企業会計補正予算に関する説明書」をご用意ください。 5ページから16ページになります。タブレット端末でご覧いただく方は、画面左上の戻るをタッチしてください。画面が切り替わりましたら、「令和5年度特別会計・公営企業会計補正予算に関する説明書」ファイルをタッチしてください。

		それでは、歳出の主な内容からご説明いたします。 12ページをご覧ください。 2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費については、支出見込額精査により1,160万円増額するものです。 13ページをご覧ください。 基金積立金を1,901万9,000円増額するものでございます。6款基金積立金の1項1目の国民健康保険事業基金積立金でございます。 次に、歳入の主な内容について、ご説明いたします。 8ページをご覧ください。 3款県支出金、1項1目保険給付費等交付金については、給付費の増加見込みにより、4,214万2,000円を増額するものでございます。 続いて9ページをご覧ください。 5款繰入金、2項1目国民健康保険事業基金繰入金については、歳入・歳出差額調整により706万9,000円を減額するものでございます。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これより歳入・歳出全般の質疑に入ります。 本案は、事項別明細書により一括で質疑を行います。 特別会計・公営企業会計補正予算に関する説明書7ページから16ページ、給与費明細書も含みます。質疑ございませんか。
	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** なしと認め、歳入・歳出全般の質疑を終わります。 以上で、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第15号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

質疑	松林議長	説明が終わりました。 これより歳入・歳出全般の質疑に入ります。 本案は、事項別明細書により一括で質疑を行います。 説明書20ページから21ページになります。質疑ございませんか。 11番。
	11番 (平野敏彦君)	21ページの奨学資金貸付金528万円減額になっています。今の説明ですと確定したような形ですけども、この中身についても少しお聞きしたいと思います。 それからもう1点、これは町が定住促進事業と連動した私の考え方で、町長の考え方を確認したいと思いますけれども、他の自治体では奨学金の免除があるわけですよ。私は当町も、例えばおいらせ町に在住して奨学金をもらった方が、在住していろいろな町のために仕事、定住したいという考えの方については、償還期間はありませんけど、これを免除するという取組も必要ではないかな。どうでしょう。定住促進と絡めて、今まで奨学金もらって、地元に戻ってきているというのは何件かあると思うんですけども、私はそれをもっと強力に進めるためにも、そういう考えがないかお伺いしたいと思います。
答弁	松林議長	学務課長。
	学務課長 (福田輝雄君)	先に20ページの奨学資金の貸付金の528万円の減額の内容になりますけれども、令和5年度の新規貸付者数が、4月の段階で申し込みをして決定しているわけですけど、現在給付している人数につきましては、令和5年度新規の人数は8名になっております。また継続の方につきましては21名、計29名で今年度は1,344万円の給付を行っているところでした。 減額した金額につきましては、例年新規の貸付者数の募集人員を19名予定しておりますので、今回8名新たに決定して給付しておりますので、11名分の減額ということでご理解いただければと思います。 また町長、または教育長に、これから貸付金の免除のお話が出ていると思うんですけども、実はこの事業につきましては、基本的

答弁	松林議長	に今まで旧町時代から寄附されたものの基金を原資として実施しておりますので、一般財源等を投入していないものになります。原資が基金になりますので、免除をしてしまうと、そのまま原資がどんどん目減りして、なくなっていく形になりますので、今後原資を基金に頼るのではなくて、一般財源を入れていくという形が、方針ができるのであれば、そういう取組もできるかと思うんですけども、今現在のところであれば原資が基金、皆さんからの寄附でいただいた基金で運用しているという部分で、原資を減らしたくないという担当の思いがあることは、ご理解いただければと思います。
	教育長 (松林義一君)	教育長。 課長が全部しゃべってしまいましたが、今までの免除に関わることは、もちろん町長部局とも話合いをしたことがありませんので、今ここではなかなかお答えはできません。課長の言うとおりの、いろいろなところからいただいたものを基金等に活用させてもらっていますので、何とか維持したいなという思いでおります。 もちろん、定住促進のためということで、先ほど言ったように、免除そのものについて、町長さんといろいろ相談は一切ありませんので、現時点ではお答えのしようがありませんので、よろしくお願いします。
質疑	松林議長	1 1 番。
	1 1 番 (平野敏彦君)	奨学金の基金そのものについては寄附されて、基金に使ってくださいう形で1億円以上の寄附があつて、それが運用されているのは理解しています。原資そのものが減れば、いろいろな意味で運用に支障あるというのは分かりました。 だから、私が言うのは、定住促進事業でその分を助成してやって、実質免除と同じような形で扱いにしていくという方法も検討したらどうですかということで提案しているわけです。町長、分かりますか。
	松林議長	町長。

答弁	町長 (成田 隆君)	お答えします。できる限り。 今現在貸している部分は、そういう制度を使った、借りるほうも、そういう減免措置あるいは免除措置というのを受けていると思っていないはずですから、今後新たにそういう今、平野議員が申し述べたような制度を新たな制度として、そういう枠、内容ができれば、制度的にできる可能性もありますので、今後教育委員会と相談しながら、検討する価値はあると思っています。よろしく。
	松林議長	ほかにございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	なしと認め、歳入・歳出全般の質疑を終わります。 以上で、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第16号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
当局の説明	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。 日程第17、議案第17号、令和5年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。
	地域整備課長 (柴嶋泰幸君)	それでは、議案第17号についてご説明申し上げます。議案書は74ページ、75ページになります。タブレット端末でご覧いただく方は、画面左上の戻るをタッチしてください。画面が切り替わりましたら「令和6年第1回定例会議案書」ファイルをタッチしてください。 では、本案は、第1表、繰越明許費につきまして、農業集落排水処理施設維持管理適正化計画策定業務委託について、関係市町村との

当局の説明		調整等に時間を要し、年度内の完了が困難であることから、繰越明許費 7 2 3 万円を設定するものであります。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 この際、質疑を受けます。質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 以上で、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第 1 7 号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。 日程第 1 8、議案第 1 8 号、令和 5 年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 介護福祉課長。
	介護福祉課長 (澤頭則光君)	それでは、議案第 1 8 号についてご説明申し上げます。議案書は 7 6 ページから 7 9 ページになります。タブレット端末でご覧いただく方は、画面左上の戻るをタッチしてください。画面が切り替わりましたら「令和 6 年第 1 回定例会議案書」ファイルをタッチしてください。 本案は、既定予算の総額から歳入・歳出それぞれ 7, 5 1 8 万 2, 0 0 0 円を減額し、予算の総額を 2 4 億 4, 2 7 2 万円とするものです。 続いて、歳入・歳出の主な内容について、ご説明いたします。別冊の「令和 5 年度特別会計・公営企業会計補正予算に関する説明書」を

		ご用意ください。２３ページから３８ページになります。タブレット端末でご覧いただく方は、画面左上の戻るをタッチしてください。画面が切り替わりましたら「令和５年度特別会計・公営企業会計補正予算に関する説明書」ファイルをタッチしてください。 では、説明に入ります。 ３０ページをご覧ください。 歳出の主な内容ですが、執行見込額の精査により、２款保険給付費及び３款地域支援事業費を減額しております。 ３６ページをご覧ください。 ４款基金積立金になりますが、精査により増額しております。 ページを戻りまして、２５ページをご覧ください。 歳入の主な説明になります。歳入の主なものは、交付決定見込みにより、３款国庫支出金を増額しております。 ２６ページをご覧ください。 ６款支払基金交付金になりますが、交付決定見込みにより、金額を減額しております。 ２７ページをご覧ください。 精査により、７款一般会計繰入金を減額するものであります。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これより歳入・歳出全般の質疑に入ります。 本案は、事項別明細書により一括で質疑を行います。 説明書２５ページから３８ページ、給与費明細書も含みます。質疑ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	なしと認め、歳入・歳出全般の質疑を終わります。 以上で、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第１８号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

当局の説明	(議員席) 松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。 日程第19、議案第19号、令和5年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町民課長。
	町民課長 (松山公士君)	それでは、議案第19号についてご説明いたします。議案書は80ページから82ページになります。タブレット端末でご覧いただく方は、画面左上の戻るをタッチし、切り替わりましたら、議案書ファイルをタッチしてください。 本案は、既定予算の総額に137万1,000円を追加し、予算の総額を2億7,977万6,000円とするものであります。 続いて、歳入・歳出の主な内容についてご説明いたします。別冊の「令和5年度特別会計・公営企業会計補正予算に関する説明書」を用意してください。40ページから47ページになります。タブレット端末でご覧いただく方は、画面左上の戻るをタッチして、切り替わりましたら、説明書のファイルをタッチしてください。 それでは、歳出の主な内容からご説明いたします。 44ページをご覧ください。 2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金を、支出見込額精査により156万1,000円を増額するものであります。 次に、歳入の主な内容についてご説明いたします。 42ページをご覧ください。 1款後期高齢者医療保険料、1項1目普通徴収保険料を、収納見込額精査により307万4,000円増額するものでございます。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これより歳入・歳出全般の質疑に入ります。 本案は、事項別明細書により一括で質疑を行います。 説明書42ページから47ページ、給与費明細書も含みます。質疑ございませんか。

当局の説明	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** なしと認め、歳入・歳出全般の質疑を終わります。 以上で、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第19号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** 異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。 日程第20、議案第20号、令和5年度おいらせ町病院事業会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 病院事務長。
	病院事務長 (田中貴重君)	それでは、議案第20号についてご説明申し上げます。議案書は83ページから84ページをご覧ください。タブレット端末でご覧いただく方は、画面左上の戻るをタッチしてください。画面が切り替わりましたら、「令和6年第1回定例会議案書」ファイルをタッチしてください。 本案は、収益的収入及び支出の既決予定額を3,800万1,000円減額し、予算の総額を10億7,187万1,000円とします。資本的収入は1,385万円を減額し、収入予算を3,218万1,000円とし、資本的支出を1,100万円減額し、支出予算を5,892万3,000円とするものであります。 別冊の「令和5年度特別会計・公営企業会計補正予算に関する説明書」をご覧ください。ページは、49ページから57ページとなります。タブレット端末でご覧いただく方は、画面左上の戻るをタッチしてください。 それでは、説明をいたします。 主な内容につきましては、51ページの収益的支出では、1款1

質疑		項１目給与費全般３９０万７，０００円を減額、２目材料費１，３５０万円と３目経費では、委託料全般にわたり精査した結果、９８０万１，０００円を減額、４目減価償却費８３０万５，０００円を減額するものであります。 ページが戻まして、４９ページになります。１款１項医業収益では、主に入院患者数の減による入院収益や公衆衛生活動収益などを減額し、医業収益４，６６８万３，０００円の減額、１款２項医業外収益では、２目他会計補助金、基礎年金拠出に係る公的負担に要する経費３４４万６，０００円を増額、４目他会計負担金では、不採算地区病院に係る経費などを精査した結果、１５９万６，０００円を減額、５０ページ、７目では、新型コロナウイルス感染症入院患者病床の補助金として５５３万２，０００円を増額補正し、医業外収益合計８６８万２，０００円を増額するものであります。 ５５ページの資本的支出の機械備品購入費１，１００万円の減額に伴い、５４ページの１款１項１目の企業債を１，１００万円と、４項１目県補助金２７５万円を減額するものであります。 なお、資本的収入の不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金を充当するものであります。 以上で説明を終わります。 松林議長 説明が終わりました。 これから質疑を行います。 本案は、議案書と説明書により一括で質疑を行います。 議案書は８３ページから８４ページ、説明書は４９ページから５７ページ、給与費明細書も含みます。質疑ございませんか。 １１番。 １１番 (平野敏彦君) 議案書の８３ページでお伺いします。 事業収益が１０億７，１８７万１，０００円、事業費用が１０億７，１８７万１，０００円で予算が計上されていますけれども、３月末での収支の見込み、これでいくと、予算上はプラマイゼロな気がするけど、これらの減った収益から収支の見通しはどうなっているのか。ここお伺いします。 松林議長 病院事務長。
----	--	---

答弁	病院事務長 (田中貴重君)	それでは、お答えいたします。 令和５年度の収入につきましては、前年比の入院収益等が増えておりますので、実際は収入が増えている形になります、予算上はまた別ですけれども。ただし、令和４年度に電子カルテを導入したことによる減価償却費が、２，０００万円ほど減価償却費が増えるということで、収支的には少しマイナス予想ではありますが、今２月・３月の入院収益が増えておりますので、最後の最後まで予断を許さないような状況であります、とんとんにできるような、収支が均衡にできるような形でいければなと思っております。 以上です。
	松林議長	いいですか、ほかにございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第２０号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。
日程終了の告知	松林議長	以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。 これで、本日の会議を閉じます。
次回日程の報告	松林議長	明日１４日木曜日は、午前１０時から予算特別委員会を開き、付託された議案の審査をお願いいたします。
散会宣告	松林議長	本日は、これで散会いたします。大変ご苦労さんでございました。

		(散会時刻 午後 2時35分)
	事務局長 (佐々木拓仁君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 6 年 5 月 20 日

議 長 松 林 義 光

署名議員 川 口 弘 治

署名議員 小 向 幸 祐